

心理学研究科臨床・発達心理学専攻修了生用【2002年度(平成14年度)以降入学生用】

<経過措置(附則第2条第1項第1号及び第2号)>

公認心理師法施行前に大学院において省令で定める科目を履修した場合の読み替え表

(いわゆる「講習の受講が必要ない」Dルート該当の適否を判断するための資料です)

	法第7条第1号の省令で定める科目	条件	本学読み替え科目
Ⅰ	主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	①必須 臨床精神医学特論
		②福祉分野に関する理論と支援の展開	児童精神医学特論 関係発達保育論 臨床発達心理学の基礎 生涯発達心理学特論 人格発達心理学特論 社会・情動発達の基礎 発達心理学特論※1 発達心理学特講B <u>行動心理学特論※2(追加)</u>
		③教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論※1 育児・保育現場での支援 発達心理学特講A
		④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	人格心理学特論
		⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業心理学特論※1
Ⅱ	心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習※1
		⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論※1 心理療法特論※1
		⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	社会心理学特論※1 家族心理学特論
		⑨心の健康教育に関する理論と実践	<該当科目なし>
Ⅲ	実習科目	⑩心理実践実習 左記に相当する科目 (臨床心理士受験資格を得て修了した方は、⑩に相当する科目を修めたと判断します)	臨床心理学領域の各種実習科目

※1の科目について…科目名に算用数字(1や2等)やアルファベット(AやB等)あるいはその両方(A1やB1、1Aや1B等)が記述されている場合は、いずれか1科目を単位修得していればよい

例)「産業心理特論1」「産業心理学特論2」の場合、両方単位修得していなくても、いずれか1科目を単位修得していればよい

※2の科目について…この科目は、2015年度より開講された科目が対象となる。科目名に算用数字やアルファベットが記述されている場合は、対象とはならない。

文学研究科心理学専攻修了生用【2000年度(平成12年度)・2001年度(平成13年度)入学生用】

<経過措置(附則第2条第1項第1号及び第2号)>

公認心理師法施行前に大学院 において省令で定める科目を履修した場合の読み替え表

(いわゆる「講習の受講が必要ない」Dルート該当の適否を判断するための資料です)

※但し、1999年度以前の入学生であっても、2000年度以降に在学をしていた場合は、2000年度以降の教育課程に設置された科目を一部単位修得することでDルートに該当する場合があります。
以下表及びご自身の成績・単位修得証明書を確認の上、不明な点があれば教務センター大学院係(Tel.052-835-9863)までお問い合わせください。

	法第7条第1号の省令で定める科目	条件	本学読み替え科目
Ⅰ	主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	①必須 臨床心理学特殊講義Ⅸ(精神医学特論・心身医学特論)
		②福祉分野に関する理論と支援の展開	発達心理学特殊講義Ⅰ 発達心理学特殊講義Ⅱ
		③教育分野に関する理論と支援の展開	<該当科目なし>
		④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	臨床心理学特殊講義Ⅲ(人格心理学特論)
		⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	応用心理学特殊講義Ⅲ(産業心理学特論) 応用心理学特殊講義Ⅳ(人間工学特論)
Ⅱ	心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理特殊講義Ⅴ(臨床心理査定特論)
		⑦心理支援に関する理論と実践	臨床心理学特殊講義Ⅳ(臨床心理面接特論) 臨床心理学特殊講義Ⅵ(心理療法特論)
		⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	臨床心理学特殊講義Ⅷ(社会心理学特論・コミュニティ心理学特論)
		⑨心の健康教育に関する理論と実践	<該当科目なし>
Ⅲ	実習科目	⑩心理実践実習 左記に相当する科目 (臨床心理士受験資格を得て修了した方は、⑩に相当する科目を修めたと判断します)	臨床心理学領域の各種実習科目